

一般財団法人日本ダム協会ダムマイスター制度要綱

平成24年2月17日

(最終改正 平成26年2月25日)

一般財団法人日本ダム協会

(趣旨)

広く一般の方々に、ダムの実態、役割、魅力などについて知って頂くために、それを支援する役割を持つ「一般財団法人日本ダム協会ダムマイスター」(以下単に「ダムマイスター」という。)の制度を実施する。

(任命)

一般財団法人日本ダム協会(以下「協会」という。)は、申請に基づき、審査の上、趣旨に照らして適当であると認めるときは、任期を定めてその者をダムマイスターとして任命する。

(報酬)

ダムマイスターはボランティアであり、無報酬とする。

(活動)

ダムマイスターは、自らの興味、知識経験などに応じ、ダムについて広く一般の方々に知って頂くために必要な活動を自らの責任において可能な範囲で実行するよう努める。

(法令遵守等)

ダムマイスターは、その活動に当たって、法令を遵守するとともに、公序良俗に反するような行為をしてはならない。

(活動報告)

ダムマイスターは、協会の求めに応じ、活動実績について協会に報告する。

(協会の支援)

協会は、ダムマイスターがその役割を十分に果たせるよう、ダムマイスターの活動ができる限り支援する。

（配慮）

協会は、ダムマイスターに要請をする際には、ダムマイスターがボランティアであることなどに鑑み、過重な負担とならないよう十分に配慮する。

（制度の周知）

協会は、ダムマイスターについて、その仕組み、氏名などを公開し、周知に努める。

（証明書の発行）

協会は、ダムマイスターに、ダムマイスターであることの証明書を発行する。

（名刺などへの記載）

ダムマイスターは、名刺などにダムマイスターであることが分かるような記述をすることができる。

（試行期間との連続性の確保）

ダムマイスターについては、平成２２年８月１８日付け文書により試行され、その後平成２４年４月１日からこの要綱に基づき本格実施されたが、要綱は試行期間中のダムマイスター制度と基本的に同内容であり、連続性が確保されるよう運用するものとする。

（施行期日）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、それ以前においても、申請、審査など任命に当たっての事前手続は実施可能とする。